

## 平成24年三条市議会第6回定例会請願文書表

受理番号	第 34 号	受理年月日	平成24年12月10日
件 名	震災瓦れきの広域処理に関する請願		
紹介議員	高坂登志郎君 西川哲司君 西川重則君 小林 誠君		
請 願 文			
<p><b>【請 願 理 由】</b></p> <p>焼却場の地元である福島新田甲自治会は震災瓦れきの広域処理について、たとえ100ベクレル以下であっても焼却による濃縮、放射性物質の総量(瓦れきの総量)、内部被ばく、低線量被ばくなどの懸念から「子供や孫の健康が気掛かり」「風評被害が心配」ということで、三条市に対し試験焼却も含めて震災瓦れきの広域処理を実施しないように申し入れてきました。</p> <p>けれども、三条市は私たち自治会の切実な声に耳を貸さず試験焼却を実施しました。そして、試験焼却の結果説明会で「試験焼却で安全が確認された」として本格受入れを表明しました。</p> <p>しかし、結果説明会後の自治会総会で「市民団体の測定では試験焼却後放射線量が増えている。とても安全とはいえない」「風評被害が出たら市長は政府に保障するように要求すると言っているが、政府は信用できない」などの強い声が出されました。</p> <p>福島新田甲自治会は本格受入れに反対です。しかし、三条市は何が何でも受け入れると言っています。そこで、自治会として被害と不安を軽減するため、次の事項の実施を求めて請願いたします。</p> <p>貴議会が地域住民の不安の声に耳を傾けていただき、この請願を採択くださるよう心からお願いいたします。</p> <p><b>【請 願 事 項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 三条市が受け入れる瓦れきの量は、田植前に終了する500トン(5市が受け入れる6,300トンを人口比で分担した量に相当)とすること。</li> <li>2 放射能を毎日測定し公表するとともに、異常が認められたら焼却を直ちに中止すること。</li> <li>3 将来にわたって健康被害や風評被害が出た場合には、政府に保障を要求するとともに、政府が保障するまでの間、三条市が立て替えて保障すること。</li> </ol>			

付託委員会

市民福祉常任委員会